

社会福祉法人 徳島県社会福祉協議会 表彰規程

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 民生委員・児童委員及び社会福祉事業に従事または協力援助した功績顕著な者並びに社会福祉活動が特に優秀な団体、自立生活の模範となる者に対し、本会会長がこれを表彰し、または感謝の意を表しようとするときはこの規程による。

(表彰・感謝の時期)

第2条 この規程による表彰または感謝は、毎年県社会福祉大会でこれを行うものとする。

(表彰・感謝の方法)

第3条 この規程による表彰または感謝は、本会会長名の表彰状または感謝状の贈呈をもって行う。

第2章 表 彰

(表彰の対象)

第4条 本会会長が表彰するものは、次の各号に定める者を対象とする。

- (1) 民生委員・児童委員功労者
- (2) 社会福祉事業功労者
- (3) 社会福祉事業功労団体
- (4) ボランティア・ボランティア功労団体
- (5) 自立生活の模範となる者

2 前項いずれかの資格を有する者であっても、次の者はこれを除外する。

- (1) 叙勲、褒章その他これに準ずる表彰を受けた者
- (2) 既往において厚生労働大臣、全国社会福祉協議会会長、県知事及び県社会福祉協議会会長より表彰を受けたことのある者

(表彰の資格)

第5条 第4条で定める表彰に該当する者は、次に定める条件を具備する者とする。

- (1) その功績が特に顕著な者であること。
- (2) 被表彰者は現職であること。
- (3) 表彰区分ごとの年齢及び在職期間は、当該年度の社会福祉大会開催日を基準日とする。ただし、民生委員・児童委員功労については11月30日を基準日とする。
- (4) 在職期間が中断されている場合は、その前後の期間を通算することとする。

(民生委員・児童委員功労表彰の資格)

第6条 民生委員・児童委員功労表彰の被表彰者は、50歳以上の場合は在職期間が15年以上であること又70歳以上の場合は在職期間が9年以上であることとする。

(社会福祉事業功労表彰の資格)

第7条 社会福祉事業功労表彰の被表彰者は、次に定めるいずれかに該当する者とする。

- 2 社会福祉協議会、社会福祉施設役職員についての条件は、次の各号に定めるとおりとする。
 - (1) 年齢及び在職期間は、50歳以上の場合は在職期間が16年以上であること又70歳以上の場合は在職期間が10年以上であることとする。
 - (2) 社会福祉協議会（地区社協も含む）の役員の範囲は、理事、監事、評議員とする。
- 3 老人福祉活動功労者についての条件は、次に定めるとおりとする。
 - (1) 老人福祉活動の推進指導者であって60歳以上の場合は活動期間が10年以上であること、又70歳以上の場合は活動期間が5年以上であることとする。
- 4 母子寡婦等福祉、障害者福祉、児童健全育成事業功労者についての条件は、次の各号に定めるとおりとする。
 - (1) 年齢及び在職期間は、50歳以上の場合は在職期間が16年以上であること、又70歳以上の場合は在職期間が10年以上であることとする。
 - (2) 優良里親については、3年以上里親として献身的に児童を養育している者とする。

(社会福祉事業功労団体表彰の資格)

第8条 社会福祉事業功労団体表彰の被表彰者は、現に社会福祉事業を推進している者で、その運営・活動が積極的である者であり、次の各項に定める条件に該当する者とする。

- 2 市町村社会福祉協議会（地区社会福祉協議会を含む）で、その活動が優秀で他の模範となる者とする。
- 3 市町村を単位とする母子寡婦福祉会、身体障害者会、手をつなぐ育成会、地域子ども会、老人クラブ等でその活動が優秀で他の模範となる者とする。

(ボランティア・ボランティア功労団体表彰の資格)

第9条 功労のあったボランティア・ボランティアグループの被表彰者は、次の各項に定める条件に該当する者とする。

- 2 10年以上率先してボランティア活動を行っているもの及びグループで月1回以上の継続した活動を行っていることとする。
- 3 推薦する市町村社会福祉協議会会長表彰を受けていることとする。但し、推薦する市町村社会福祉協議会会長表彰の機会を設けていない場合は、この限りでない。

(自立生活の模範となる者の表彰の資格)

第10条 身体障害者、母子家庭及び寡婦等であって、自力で生活を守り、その生活態度が他の模範となる者とする。

第3章 感 謝

(感謝の対象)

第11条 本会会長が感謝の意を表する者は、次の各項に定めるものを対象とする。

- 2 本会が行う事業に積極的に協力援助した者とする。
- 3 その他本会会長が、特に必要と認める者とする。

第4章 推 薦

(候補者の推薦)

第12条 市町村社会福祉協議会会長は、この規程に定める表彰または感謝に該当する者を候補者として、本会会長に推薦することとする。

- 2 本会会長は、前項の規程にかかわらず、候補者を推薦することができる。
- 3 該当する被表彰者を別紙様式により、本会会長に推薦することとする。

第5章 表彰選考委員会

(表彰選考委員会)

第13条 被表彰該当者の審査は、選考委員会が行い会長に答申することとする。

- 2 選考委員は会長が委嘱する。

第6章 その他

(補則)

第14条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、本会会長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、昭和55年7月1日より施行する。
- 2 昭和33年3月29日の規程は、本規程施行の日をもって廃止する。
- 3 この規程は、昭和58年6月6日 一部改正
- 4 第4条第3号、4号、及び第5条、第6条第3号、4号、並びに第7条第1号の改正は、平成元年6月1日から施行し、第6条第2号エは平成元年6月1日をもって削除する。
- 5 平成7年7月1日 一部改正
- 6 平成11年8月1日 一部改正
- 7 平成21年5月26日 一部改正
- 8 この規程は、平成22年4月1日より施行する。
- 9 社会福祉法人 徳島県社会福祉協議会表彰規程（昭和55年7月1日制定）は、本規程施行の日をもって廃止する。